

農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業

農林水産省補助事業

有機JAS認証・GAP等認証取得支援事業

有機JAS認証・GAP等認証を取得して輸出を目指す事業者を支援します

Top 有機JAS認証取得等支援 GAP等認証取得支援 Pickup report

株式会社マイファーム 有機JAS・GAP等認証取得支援事務局

有機JAS認証・GAP等認証を
取得して輸出を
目指す事業者を支援します！



WEBサイトにも同様の
内容を掲載しております

<https://myfarm.co.jp/export-organic-gap/>



有機JAS認証、GAP認証等取得等支援事業とは

農産物等の輸出に当たっては、

- ・複数の国と同等性相互認証を有する有機JAS認証
- ・GFSIの承認を得たGAP認証

国際的に通用する規格・認証の取得が取引要件として求められている

場合が多い



有機JASまたはGAP等認証済み農産物の輸出拡大に向け、

新たに有機JAS認証やG-GAPまたはA-GAP、JGAP、MPS-ABC認証等の取得支援に係る費用や商談等の取組を支援するもの



展示・商談会への出展支援

※応募後の審査会で“採択が妥当”と判断された場合のみ補助金の交付を受けることができます

事業での支援内容について

有機認証取得等支援事業

有機農畜産物等の輸出に向けて有機JAS認証を取得しようとする農業者・団体への認証取得や輸出向け商談等に必要な経費を支援

【補助率】

①・④は1/2以内 ②・③は定額(※)

※審査会で妥当と判断された経費については全額補助

① 有機JAS認証の取得

有機JAS認証を取得するための審査費用

② 商談

国内外の展示商談会への出展および海外バイヤーとの商談費用

③ 商品開発

輸出向け有機農畜産物等の試作品の開発費用

④ 機械等のリース導入

有機JAS認証の取得並びに商品開発のために導入する機械のリース費用及び生産拡大

GAP等認証取得等支援事業

G-GAPまたはA-GAP、JGAP、MPS-ABC等の認証を受けて生産された農作物の輸出に向けて、認証取得または商談(もしくはその両方)に取り組む農業者・団体へその認証取得や輸出向け商談の費用を支援

【補助率】

①は1/2以内 ②は定額(※)

※審査会で妥当と判断された経費については全額補助

実施要領 別紙4参照

① GAP認証等の取得

- ・認証取得費
- ・研修指導費 GLOBAL G.A.P.: 5万円/日
(上限25万円)
ASIAGAP、JGAP: 4万円/日
(上限20万円)
交通費は2万円/日(上限10万円)
- ・施設・環境整備費 20万円(取組ごとの上限あり)

※取組農業者が複数経営体団体等である場合にあっては、20万円に取組経営体数を乗じて得た額が上限額(100万円まで)。個別の上限額については、各上限額に取組経営体数を乗じた額まで

※輸出に向けて合理的なリスク管理手法を活用するモデル的な取組として、当社が承認した場合においては、当該取組の実施に必要なとなる機械等のリース方式による導入を支援の対象に含めることが可能

② 商談

国内外で行われる展示商談会への出展および海外バイヤーとの商談費用



細かな詳細は実施要領のご確認をお願いいたします

応募者の要件について

① 下記のいずれかに該当すること

有機認証取得等支援事業

- ア、農業者等（農業者の組織する団体）
- イ、有機加工食品の製造又は有機農畜産物等の流通・販売に取り組む事業者
- ウ、構成員にアまたはイが含まれる協議会

GAP等認証取得等支援事業

- ア、農業者等（農業者の組織する団体）
- イ、構成員にア及び輸出関連事業者が含まれる協議会

② GFPのコミュニティサイトに登録すること

GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト
<https://www.gfp1.maff.go.jp/>



③ 取組の実施に当たり、次のア～ウのいずれかの目標を設定すること。

（目標を達成できなかった場合には、自己負担で取り組みを続けること。）

ア、令和8年度末までに、新たに農産物（認証済）の輸出を行うこと。

海外バイヤーや輸出関連事業者から輸出向け農産物の供給を求められている、
もしくは、事前の海外市場調査等に基づき輸出に向けた具体的な計画を有している者に限り目標とすることができます。
上記が確認できる書面の提出が必要です。

イ、令和8年度中における農産物（認証済）の輸出額又は輸出数量を、令和5年度と比して105%以上とすること。

過去に農産物・加工食品を輸出した実績を有する認証取得等支援対象者に限ります。上記が確認できる書面の提出が必要です。

ウ、事業実施期間中に、GFPのコミュニティサイトにおける輸出診断を受けるとともに、日本国内で海外バイヤー等を招聘して行われ、又は日本国外で行われる展示商談会において、農産物を1回以上出展すること。

また、事業実施期間中に、輸出に向けた具体的な計画を策定すること。



本事業の認証取得に対する支援については、過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象外。（詳しくは実施要領第2項 または Q&Aをご確認下さい。）

応募方法について

申請書類チェックシートに従い、必要な書類をご用意ください

有機認証取得等支援事業

GAP等認証取得等支援事業

申請者 チェック欄	申請書類	提出 部数
☐	応募に当たり実施要領を確認した	—
☐	申請書類チェックシート（本紙）	1部
☐	GFP登録確認書	1部
☐	承認申請書 （別記様式第1-1号）	1部
☐	事業実施計画書 （事業計画書、別記様式第1-1号関係）	1部
☐	事業実施計画書第2項2.①取組目標におけるアを選択した場合 輸出先から輸出を求められていることが分かる資料又は具 体的な輸出計画の資料（様式自由）	1部
☐	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート （該当するチェックシートを収集し提出）	該当の場合のみ 実施要領第1.1(1) イ・ウに該当する場合
☐	事業実施計画書第2項2.②取組目標におけるイを選択した場合 過去に輸出した実績（様式自由、時期・国・品目・量などが わかるもの）を示す資料	選択した場合のみ
☐	事業計画書第3項に関する経費の内訳根拠資料（見積書等） （該当箇所をマーカーや下線で明示下さい）	必須
☐	経費の積算が確認できる補助資料（書式自由） （経費計算が可能な場合（経費帳の経費集計表の積算計上等）、事業計画書第3項（備考欄） への記載が可能な場合等、積算式をわかりやすくまとめた資料）（様式自由）	必要な場合のみ
☐	機械等リース導入取組計画書 （別記様式第2号）	選択した場合のみ 輸出目標ア又はイのいずれかの 目標を設定した場合に限り実施 できる
☐	応募事業者・団体の概要に関する資料 （法人の場合は定款、パンフレット、規約、財務諸表等の 運営についてわかるいずれかの資料）	必須

申請者 チェック欄	申請書類	提出 部数
☐	応募に当たり実施要領を確認した	—
☐	申請書類チェックシート（本紙）	1部
☐	GFP登録確認書	1部
☐	承認申請書 （別記様式第1-2号）	1部
☐	事業実施計画書 （事業計画書、別記様式第1-2号関係）	1部
☐	事業実施計画書第2項2.取組目標におけるアを選択した場合 輸出先から輸出を求められていることが分かる資料又は具 体的な輸出計画（様式自由）	選択した場合のみ
☐	事業実施計画書第2項2.取組目標におけるイを選択した場合 過去に輸出した実績（書式自由、時期・国・品目・量などが わかるもの）を示す資料	選択した場合のみ
☐	事業計画書第3項に関する経費の内訳根拠資料（見積書等） （該当箇所をマーカーや下線で明示下さい）	必須
☐	経費の積算式が確認できる補助資料（書式自由） （経費計算が可能な場合（経費帳の経費集計表の積算計上等）、事業計画書第3項（備考欄） への記載が可能な場合等、積算式をわかりやすくまとめた資料）	必要な場合のみ
☐	研修指導先が通算で5経営体以上に対しGAP等認証の取得 支援を行った実績を証明できる書類（現時制導に限り） （様式自由）	該当の場合のみ （研修指導費での申 請）
☐	機械等リース導入取組計画書 （別記様式第2号）	実施要領第3の2(1) の要件を満たす場合 のみ
☐	応募事業者・団体の概要に関する資料（法人の場合は定款、 パンフレット、規約、財務諸表等の運営についてわかるい ずれかの資料）	必須

【応募先】株式会社マイファーム 有機JAS・GAP等認証取得支援事務局

MAIL: export-organic-gap@myfarm.co.jp



①申請書類の提出は、原則として電子メール（Word、Excelファイルで可。原本の送付は不要）とします。

各ファイル名の頭には【事業者名】を入力下さい。

②メール送付の際は、件名に「令和6年度補正 有機JAS認証・GAP等認証取得等支援事業」と記載してください。

ファイルを添付する際には一つのメールに対し5MBまで容量を受け付けることができます。それ以上の場合は分割して送信する等お願いいたします。

応募の前にご確認ください

有機JAS認証/GAP等認証取得等支援事業WEBサイト

<https://myfarm.co.jp/export-organic-gap/>



農林水産省補助事業

有機JAS認証・GAP等認証取得支援事業

有機JAS認証・GAP等認証を取得して輸出を目指す事業者を支援します

Top 有機JAS認証取得等支援 GAP等認証取得支援 Pickup report

有機JAS認証・GAP等認証を
取得して輸出を

目指す事業者を支援します！

Support for businesses



有機JAS認証取得等支援



GAP等認証取得等支援

事業チラシはこちら

事業に関するQ&Aはこちら

事業チラシはこちら

事業に関するQ&Aはこちら

実施要領



応募書類一式



書類作成前に以下の書類を必ずご一読下さい。

事業に関するQ&A



応募書類の記入例



※ 事業用チラシをこちらからダウンロードいただけます。

※ 詳しい条件等は実施要領をご確認ください。

・実施要領

・申請書類

・記入例

・Q&A がダウンロードいただけます。



応募の前にご確認ください

記入例の中身

記入例や注釈を参考にしながら、書類の記入をお願いいたします

第2 事業の内容

1 事業の実施方針

注3：事業者概要、目標達成のための具体的な行動計画（認証取得、販路、商品開発等）を記載すること。※想定している輸出国や地域、品目、数量、金額、販売ターゲット層、事業費の裏付けとなるデータ、輸出事業費や輸出手段（船便・航空便・その他等）の想定も可能な限り記載のこと。

（事業者概要）

●●●●●●●●●●（自由作文）

どのような事業者であるのか事業者の概要を簡潔に記載下さい。

（実施方針）

●●●●●●●●●●（自由作文）

例：どういった国にどんな農作物をどのくらい輸出を目指しているのか。そのためにどのような行動計画（認証取得、商談、商品開発等）を立てているか。輸出想定国のニーズの状況や輸出の手段等を記載下さい。

★審査において輸出の実現可能性は大きな評価軸ですので、出来る限り数字を用いる等、具体的に記載下さい。

2 取組目標及び認証取得との関連状況

① 取組目標

以下のア～ウの中から、対象者の欄を参考に取組目標を1つだけ選択して○を記入し、右欄の各項目を記載してください。

取組目標		対象者	取組目標の詳細											
ア	令和8年度末までに、有機農産物等への輸出を行うこと	輸出先の経験が無いが	輸出時期（予定）	輸出先国（予定）	輸出品目（予定）		輸出数量（予定）		輸出額（予定）					
							kg		円					
			原料名				産地							
			輸出品目が加工品の場合は原料名及び産地											
イ	令和8年度中における農畜産物・加工食品の輸出と見比べると、輸出数量は増加傾向にある	既に輸出に取り組んでいる場合	輸出品目1（予定）	輸出先国（予定）	輸出数量又は輸出額の推移									
			▲▲▲	■■■	現状値a（R5年度）		事業実施年度（R7年度）		目標年度b（R8年度）		増減率（%）b/a			
					○○	kg	△△	kg	□□	kg	●			
					円		円		円					
			原料名				産地							
			輸出品目が加工品の場合は原料名及び産地		●●●● ●●●●		■■■ ■■■							
			輸出品目2（予定）	輸出先国（予定）	輸出数量又は輸出額の推移									
			●●●●（過去輸出実績のある品目以外の場合）	▲▲	現状値a（R5年度）		事業実施年度（R7年度）		目標年度b（R8年度）		増減率（%）b/a			
					○○	kg	△△	kg	□□	kg	新規輸出			
					円		円		円					
			原料名				産地							
			輸出品目が加工品の場合は原料名及び産地											

第3 事業実施経費（計画）

事業内容別の内訳

※消費税等の明記が無い場合は、原則小数点以下切り捨て（該当する項目欄に金額を記載すること。必要に応じ項目、行を追加すること。取組を行わない項目は記載不要。）

提出後の変更は原則認められません。必要と見込まれる経費が網羅されているか提出前にご確認ください。提出の際は各見積の添付を忘れずお願いいたします。

（1）有機JAS認証の取得

見積書の数字と記載額を照合できる様、見積書にマーカー等で該当箇所を明示下さい。

事業内容	補助金申請額の上限補助率：1/2以内	事業実施に要する費用（円）				備考（経費の算出内訳、見積参照先等）
		税込額（円）	税抜額（円）	うち補助金申請額（円）	自己負担額（円）	
事業費（事業費） 認証取得検査費用一式		880,000	300,000	150,000	180,000	講習会：○○円 （経費）：△△円
						同一の項目内に複数の見積書の経費を合算した場合、その算出内訳を記載下さい。
合 計		380,000	300,000	150,000	180,000	

※経費の内訳の根拠が分かる資料を添付すること

※費目及び細目欄には、高額の取組を行う内容に応じて、実施要領別紙から選択した該当する費目及び細目を、事業内容の詳細欄には、費目及び細目別の詳細を、備考欄には事業に要する費用に記入した経費の内訳をそれぞれ記載すること。

（2）商談

事業内容	補助金申請額の上限補助率：定額	事業実施に要する費用（円）				備考（経費の算出内訳、見積参照先等）
		税込額（円）	税抜額（円）	うち補助金申請額（円）	自己負担額（円）	
事業費（事業費） ○○展示会出展料		550,000	500,000	500,000	50,000	同一の項目内に複数の見積書の経費を合算した場合、その算出内訳を記載下さい。
旅費 旅費交通費		110,000	100,000	100,000	10,000	ホテル代：○○円 交通費：○○円
						うち補助金申請額が0円の場合、その理由を備考欄に記載下さい。 例：オンライン商談のため0円、自費で取組む
待機先定例商談		0	0	0	0	
合 計		660,000	600,000	600,000	60,000	

※経費の内訳の根拠が分かる資料を添付すること

（3）商品開発

※費目及び細目欄には、商品開発の取組を行う内容に応じて、実施要領別紙から選択した該当する費目及び細目を、事業内容の詳細欄には、費目及び細目別の詳細を、備考欄には事業に要する費用に記入した経費の内訳をそれぞれ記載すること。

事業内容	補助金申請額の上限補助率：定額	事業実施に要する費用（円）				備考（経費の算出内訳、見積参照先等）
		税込額（円）	税抜額（円）	うち補助金申請額（円）	自己負担額（円）	
事業費（事業費） 加工委託料		770,000	700,000	700,000	70,000	

※一部抜粋

申請の前にご確認ください

Q & A

よくある質問としてQ & A集をまとめておりますので、ご参考ください。

※一部抜粋

有機JAS認証取得等支援 Q & A (No.1)

No	質問	回答
応募の要件について		
1	有機JAS認証取得等支援を受けるための補助対象の要件はありますか。	実施要領 第2及び第2-1をご参照ください。
2	個人事業主でも応募できますか。	補助対象者の要件を満たしていれば応募は可能です。
3	すでに有機JAS認証の取得をしているのですが、認証の更新・継続にかかる費用は対象となりますか。	対象外となります。対象となるのは新規の取組に対する経費のみです。
4	すでに有機JAS認証の取得をしているのですが、追加認証で有機JAS認証を申請する場合でも補助対象となりますか。	ほ場追加のみは対象外です。
5	すでに有機JASの認証を取得しており、今回、新たに外国産付表示業者のみの認証を追加取得する場合は補助の対象となりますか。	支援対象外となります。
6	有機JAS認証を既に取得していますが、輸出目的で仕組の品目の認証を受けようと考えています。「新たな品目について認証取得（品目追加）」の場合についても補助の対象となりますか。	新商品の品目によります。 有機JAS認証は、「ほ場、工場又は事業所」及び「農林物資の種類」ごとに受けるものとJAS法で定められており本事業でも、「ほ場、工場又は事業所が異なる場合」又は「農林物資の種類が異なる場合」が新たな有機JAS認証の取得に該当します。 有機農産物については、実地調査上、品目が異なる場合も支援対象としていますが、有機加工食品については、農産物と同様の取扱いができる旨の記載はありませんので対象外となります。
7	有機JAS認証の取得はまだ出来ていないが、すでに事業計画に申請しており、取得に向けた取り組みを開始し経費が発生している場合、振込までにかかった費用は補助の対象となりますか。	対象外となります。審査を経て採択後に発生した経費が対象となります。
8	他の補助事業で支援を受ける予定となっている取り組みでも申請は可能ですか。	不可です。同一の取組に対して重複した支援は受けられません。 ※異なる取組に対して複数事業の補助を受けることは差し支えありませんが、他事業の事業計画書等、内容が本事業と重複していないことを示す書類を提出する必要があります。
9	同一の事業者が有機JAS認証とGAP認証の両方の事業での同時の応募は可能でしょうか。	可能です。ただし、同一の取組（同一の農産物の生産等）を両事業で重複申請しないようご注意ください。
10	実施要領 第2の「過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない」という「認証取得の支援」とは国の事業のみを指すのでしょうか。県や自治体独自の支援要領はどうなるのでしょうか。	他の補助事業も含まれます。
11	実施要領 第2の「過去に輸出目的での認証取得の支援を受けたことのある事業者の取組については支援対象としない」という「認証取得の支援」とは国の事業のみを指すのでしょうか。県や自治体独自の支援要領はどうなるのでしょうか。	国の事業のみを指します。
12	株式会社や本事業での交付実績がある、今回子会社で応募する場合、支援を受けたとみなすのでしょうか。	別会社として判断いたしますので、応募いただけます。
13	複数の経営者が所属する団体（組合等）で支援を受けた事業者、受けていない事業者が混在する場合、商談・商品開発・機械リースへの補助はどうなりますか。	すでに支援実績のある・補助対象者要件を満たさない事業者の取組は支援対象外です。 一方で支援実績のない事業者は、支援実績のある事業者と明確に経費が区別されている場合には支援対象となります。その場合には支援実績のある事業者が職員等に含まれていても、支援実績のない事業者が主体として取り組み、組合等として商談に参加するのであれば全額支援対象となります。商品開発においては、支援実績のある事業者の生産したものを原料として利用することは可能ですが、対象は支援実績のない事業者が主体的に実施する取り組みについてです。機械リースについては、個別にお問い合わせください。
14	過去に有機JAS認証の【農産物】区分で支援を受けた実績があり、今年【加工食品】など別区分で応募することは可能ですか。	別区分であっても、認証取得に対する支援をすでに受けていた場合は対象外となります。
15	過去の支援歴がないが、自費にて有機JASの認証【農産物】を取得しており、新たに他区分の認証を取得する場合は補助の対象となりますか。	はい、その認証経費は支援対象となります。
16	過去に有機JAS認証で国からの輸出目的での認証取得に関する支援を受けた実績があり、今年GAP認証を取得予定で、この場合補助の対象となりますか。	対象となります。
17	事業実施計画書において、必須取組のうち「有機JAS認証の取得」を自己負担で行い、「商品開発」や「機械リース導入」は補助により取り組みたいが、支援対象者として認められますか。	支援対象者として認められます。ただし、「商談」については実施報告時に商談内容をご報告いただきます。
18	事業実施計画書において、必須取組のうち「商談」を自己負担で行い、「商品開発」や「機械リース導入」は補助により取り組みたいが、支援対象者として認められますか。	支援対象者として認められます。ただし、「商談」については実施報告時に商談内容をご報告いただきます。

GAP等認証取得等支援 Q & A (No.2)

No	質問	回答
補助対象経費について		
16	実施要領 第4-3「補助率：1/2以内」「補助率：定額」とはどういう意味でしょうか。	「補助率：1/2以内」 審査会で認められつつ、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証書書類によって金額等が確認できた額から消費税仕入控除税額を除いた経費のうち最大で1/2が補助の対象となります。 「補助率：定額」 審査会で認められつつ、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証書書類によって金額等が確認できた額から消費税仕入控除税額を除いた経費全額補助となります。
17	どこまでが補助対象経費の範囲となりますか。	実施要領 第4または別紙3の2をご確認下さい。
18	採択後に、実際に事業に係る費用が増額した場合、補助額の増額は認められますか。	計画に記載がある内容については最終的に実費額にて清算いたします。 (個別の事業につきましては事務局へご確認をお願いします)
19	補助を受けるための取り組み要件はありますか。	実施要領 第2-2 および第3-2をご参照ください。
20	輸出を目指す場合でも対象になりますか。	対象外となります。
21	輸出代行業者など別事業者を経由しての輸出は「輸出の取り組み」として認められますか。	認められます。
22	実施要領 第2-2(2)で求められる輸出実績や計画について、事業実施者の親会社（もしくは子会社）の場合でも該当しますか。	該当しません。
23	展示会への出展は複数回でも補助の対象となりますか。	対象となります。ただし海外輸出に向けた取組が見込めるもののみが対象です。その旨、事業計画の商談方針にしっかりと記載下さい。
24	国外の展示会商談は補助の対象として認められますか。	国内外ともに支援の対象となります。
25	オンライン商談展示会など費用のかからない場合でも、商談実績の取り組みとして認められますか。	認められます。ただし、海外輸出に向けた取組も見込めることが条件です。
26	ECサイトへの出店（企業ページの開設等）した場合の商談の実績や経費は認められますか。	認められません。（サイト内での常時出店で商談受付等の受動的な取組は対象外）
27	通販サイト内（AlibabaやAmazon等）で開催されるマッチングサービスやオンラインの商談会を活用したいが、登録料や基本使用料金は補助の対象となりますか。	対象となります。ただし、経費のうち商談に係る部分を切り分けが可能で、開催される商談展示会の具体的な日程や内容がわかり、能動的な活動であれば、出展料に関しては対象とします。
28	認証取得・商談に対する補助金の上限申請額はありますか。	認証取得に関しては実施要領 別紙4を参照下さい。また事業計画、見積等を含み、審査会で妥当と判断された経費が交付対象です。補助率は実施要領 第4.3を参照下さい。
29	改修・資材導入費の上限は総額で10万円でしょうか、それとも改修箇所1カ所につき10万円でしょうか。	総額で10万円が上限となります。
30	分析・調査費の上限は総額で5万円でしょうか、それとも分析対象ごとに5万円でしょうか。	総額で5万円が上限となります。
リース導入について		
31	機械リースの導入が認められる場合はどのようなケースですか。	実施要領 第2.2(2)でアまたはイを選択した上で、輸出に向けて合理的なリスク管理手法を活用するモデル的な取組として、当社が承認した場合となります。（個別の事業につきましては事務局へご確認をお願いします）

上記に該当しない質問、ご不明な点等は

お問い合わせフォーム



または

メール

export-organic-gap@myfarm.co.jp



にて事務局までお問い合わせをお願いいたします

公募のスケジュールについて

公募開始から事業完了までのスケジュールについて

